地震に強い 住まいのために

区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象 に、耐震化を啓発するとともに、耐震診断・補強設計や耐震改 修工事への助成を行うなどの耐震化を進めています。

助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】下記のうち▶①~③⑥…防災都市づくり課(本庁舎 8階) ☎(5273)3829、▶④⑤…建築指導課(本庁舎8階) **☎**(5273)3745**△**。

区の支援事業をご活用ください 一条

①木造住宅の耐震化

【対象】昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て 以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)等

◆ 耐震診断のための建築士派遣(無料)

区から建築士を派遣し、耐震診断を行います。

診断には、簡易な診断を行う「予備耐震診断」と、地震による損壊等に対する 建物の強度(耐震性能)の評価を行う「詳細耐震診断」があります。

◆ 補強設計・耐震改修工事等への助成

◎補強設計等

補強設計に掛かる費用の一部を助成します(限度額は17万円)。 ※詳細耐震診断と補強設計を合わせて実施する場合、限度額は30万円で

○耐震改修工事

補強設計に基づいて行う耐震改修工事に掛かる費用の一部を助成します。 ※申請者が個人の場合は、申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない こと等が要件です。耐震改修工事とは関係のない部分のリフォーム工事費や 消費税は助成対象外です。

◆ 耐震フォローアップ(5月ころ)

区の耐震化支援事業を利用し、改修工事が必要と診断され、耐震改修工事 に至っていない建物に再度、耐震化の呼び掛けや助成制度のご案内をする ほか、希望する方に訪問でご自身の建物について耐震化に関する説明を行 います。

②非木造建築物の耐震化

◆耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)、 耐震診断、補強設計、耐震改修工事への助成

【対象】昭和56年5月31日以前に着工した鉄骨造、鉄筋 コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

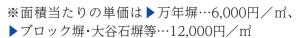


※分譲マンションの耐震改修工事費助成を拡充しました。詳しくは、広報新 宿4月15日号でお知らせします。

③ブロック塀等の除去

道に沿った高さ1m以上のブロック塀・万年塀・ 大谷石塀などの除去に掛かる費用の一部を助成し ます。

【助成金額】40万円を限度に、▶実際の工事に掛か る費用、▶除去するブロック塀等の面積(㎡)×面 積当たりの単価(※)で算出した費用のいずれかの うち低い額



◆ 3年3月31日までブロック塀等除去後の フェンス等の新設への助成も行っています

【助成金額】12万円を限度に次のうち低い額の2分の1

- ▶実際にフェンス等の新設に掛かる費用
- ▶新設するフェンス等の長さ(m)×12,000円

4擁壁・がけの耐震化

大雨・大地震による災害を未然に防ぐた め、擁壁・がけを安全に維持管理することが 大切です。

高さが1.5m以上で、次のいずれかに該当する 擁壁等の改修等工事費の一部を助成します。 【対象の擁壁等】▶道に近接する、▶居住用の 建築物に近接する

◆専門技術者の無料派遣も行っています。 詳しくは、お問い合わせください。



▲擁壁の耐震化の例

⑤エレベーターの耐震化

マンション等の共同住宅や中小企業が所有する建物等に設置済みのエレ ベーターを対象に、地震時の閉じ込め・挟まれ事故防止の装置設置や耐震補強 等の防災対策改修工事費の一部を助成します。

【対象工事】▶P波感知型地震時管制運転装置の取り付け、▶主要機器の耐震 補強(2014年耐震基準)、▶戸開走行保護装置の取り付け

⑥特定緊急輸送道路 沿道の建築物の耐震化

◆補強設計・耐震改修工事・除却・建替えの助成

特定緊急輸送道路は、震災時における救急消火活動や緊急物資輸送等を担 い、応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ重要な道路「緊急輸送道路」のうち、 東京都の条例で特に耐震化が必要とされる道路です。

◎ 耐震説明会・相談会(6月以降)をご利用ください

区内全域を対象として、各地域センターで、助成制度に関する耐震説明 会・相談会を実施します。希望する方には、訪問での説明も実施します。 詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせください。

パンフレット「地震に強いあな たの住まい」(右図)では、木造住 宅·非木造建築物·特定緊急輸送 道路沿道の建築物の耐震化・ブロ ック塀等の除去などの支援事業 について、詳しくご案内していま

防災都市づくり課・特別出張所 で配布しているほか、新宿区ホー ムページでご覧いただけます。



